

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年9月18日

京都市長 松 井 孝 治

京都市規則第 18 号

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第7 1備考以外の部分中

「

卸売業者売場使用料	水産棟（鮮魚）		530 ^円
	水産棟（塩干）		500
	その他の棟		408

を

」

「

卸売業者売場使用料	青果棟		610 ^円
	水産棟（鮮魚）		530
	水産棟（塩干）		500
	その他の棟		408

に、

」

「

青果3号棟低温売場	2,194
-----------	-------

を

」

「

青果棟	990
-----	-----

に、

」

「

仲卸業者売場使用料	水産棟	1階	3,170
	（鮮魚）	2階	2,540
	水産棟	1階	2,990
	（塩干）	2階	2,390

を

	その他の棟	1 階		2, 4 4 0
		2 階		1, 9 5 1

」

「

仲卸業者売場使用料	青 果 棟	2 階		3, 6 6 0
		3 階		2, 9 3 0
	水 産 棟 (鮮 魚)	1 階		3, 1 7 0
		2 階		2, 5 4 0
	水 産 棟 (塩 干)	1 階		2, 9 9 0
		2 階		2, 3 9 0
	その他の棟	1 階		2, 4 4 0
		2 階		1, 9 5 1

に、

」

「

事務室使用料	青果1号棟及び青果3号棟			1, 6 0 7
	水 産 棟 (鮮 魚)			2, 0 9 0
	水 産 棟 (塩 干)			1, 9 7 0
	関 連 棟 及 び 八 坂 棟			1, 7 7 0
	そ の 他 の 事 務 室			5 5 8

を

」

「

事務室使用料	青 果 1 号 棟			1, 6 0 7
	青 果 棟			2, 4 1 0
	水 産 棟 (鮮 魚)			2, 0 9 0
	水 産 棟 (塩 干)			1, 9 7 0
	関 連 棟 及 び 八 坂 棟			1, 7 7 0
	そ の 他 の 事 務 室			5 5 8

に、

」

「

倉庫使用 料	水 産 棟 （ 鮮 魚 ）		2, 3 9 0
	水 産 棟 （ 塩 干 ）		2, 2 5 0
	水産棟（加工食料品卸販売業者）		1, 3 9 0
	そ の 他 の 棟		1, 8 3 5

を

」

「

倉庫使用 料	水 産 棟 （ 鮮 魚 ）		2, 3 9 0
	水 産 棟 （ 塩 干 ）		2, 2 5 0
	水産棟（加工食料品卸販売業者）		1, 3 9 0
	そ の 他 の 棟		1, 8 3 5
冷蔵庫使 用料	青 果 棟		2, 9 3 0

に、

」

「

加工処理 場使用料	水産棟加工処理場（鮮魚）		2, 9 5 0
	水産棟加工処理場（塩干）		2, 7 8 0
	加工配送棟加工処理場		2, 2 7 0
	その他の加	1 階	1, 1 6 9
	工処理場	2 階	9 3 6

を

」

「

加工処理 場使用料	青 果 棟 加 工 処 理 場		3, 4 1 0
	水産棟加工処理場（鮮魚）		2, 9 5 0
	水産棟加工処理場（塩干）		2, 7 8 0
	加工配送棟加工処理場		2, 2 7 0
	その他の加	1 階	1, 1 6 9
	工処理場	2 階	9 3 6

に、

」

「

積 降 場 （ 鮮 魚 ）			1, 1 0 0
積降場（塩干及び加工食料品卸販売業者）			1, 0 4 0
買 荷 積 込 所			7 9 0
荷 降 場			7 9 0
物 置 場	水 産 棟 (鮮魚)	水産物置場	7 9 0
		仲卸荷さばき場	6 5 0
		屋 外	6 4 0
	水 産 棟 (塩干)	水産物置場	5 9 0
		仲卸荷さばき場	5 9 0
		屋 外	6 0 0
	そ の 他 の 棟		4 9 5

を

」

「

買 荷 積 込 所			7 9 0
荷 降 場			7 9 0
積降場	青 果 棟		1, 1 0 0
	水 産 棟 （ 鮮 魚 ）		1, 1 0 0
	水産棟（塩干及び加工食料品卸販売業者）		1, 0 4 0
	そ の 他 の 積 降 場		6 1 0
	青 果 棟	青果物置場	9 2 0
		荷 置 場	

に改める。

物置場		(温度管理)	1, 100
	水産棟 (鮮魚)	水産物置場	790
		仲卸荷さばき場	650
		屋外	640
	水産棟 (塩干)	水産物置場	590
		仲卸荷さばき場	590
		屋外	600
	その他の棟		495

」

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和8年9月23日から施行する。

(適用区分)

- この規則による改正後の京都市中央卸売市場業務条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 施行日から令和12年9月30日までの間における附則別表区分の欄に掲げる市場施設の使用料の額は、改正後の規則別表第7の規定にかかわらず、施行日から令和9年9月30日までの間にあっては附則別表1年目の欄に掲げる額とし、同年10月1日から令和10年9月30日までの間にあっては同表2年目の欄に掲げる額とし、同年10月1日から令和11年9月30日までの間にあっては同表3年目の欄に掲げる額とし、同年10月1日から令和12年9月30日までの間にあっては同表4年目の欄に掲げる額とする。

附則別表

区 分		単位	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目
施行日の前日において青果部の卸売業者であった者が、施行日以後に青果棟の卸売業者売場を使用する場合における当該卸売業者売場		1 平方メートルにつき 1 月	円 408	円 460	円 510	円 560
施行日の前日において青果部の卸売業者であった者が、施行日以後に青果棟の卸売業者低温売場を使用する場合における当該卸売業者低温売場			660	740	830	910
施行日の前日において青果部の仲卸業者であった者が、施行日以後に青果棟の仲卸業者売場を使用する場合における当該仲卸業者売場	2 階		2, 440	2, 750	3, 050	3, 360
	3 階		1, 951	2, 200	2, 440	2, 690
施行日の前日において青果部の卸売業者であった者が、施行日以後に青果棟の事務室を使用する場合における当該事務室			1, 607	1, 810	2, 010	2, 210
施行日の前日において青果部の卸売業者又は仲卸業者であった者その他これらの者が組織する団体であって市長が特別の理由があると認める者が、施行日以後に青果棟の冷蔵庫を使用する場合における当該冷蔵庫			1, 956	2, 200	2, 440	2, 690
施行日の前日において青果部の仲卸業者であった者が、施行日以後に青果棟加工処理場を使用する場合における当			2, 270	2, 560	2, 840	3, 130

該青果棟加工処理場					
施行日の前日において青果部の卸売業者又は仲卸業者であった者その他これらの者が組織する団体であって市長が特別の理由があると認める者が、施行日以後に青果棟の積降場を使用する場合における当該積降場		0	280	550	830
施行日の前日において青果部の卸売業者であった者が、施行日以後に積降場（青果棟又は水産棟のものを除く。）を使用する場合における当該積降場		0	150	310	460
施行日の前日において青果部の仲卸業者であった者が、施行日以後に青果棟の物置場を使用する場合における当該物置場	青果物置場	0	230	460	690
	荷置場（温度管理）	730	820	920	1,010

（中央卸売市場第一市場）